

相談票に添付する必要な書類について

最低必要な書類

- 1 案内図 …… 開発予定地を朱囲いしてください
- 2 公 図 …… 開発予定地を朱囲いしてください
- 3 土地の全部事項証明書 …… 土地登記簿謄本
- 4 現況写真 …… 撮影方向を変えて2～3枚程度
- 5 予定建築物の配置図、平面図

相談内容に応じて追加する書類

6 市街化調整区域内の長期居住者のための住宅(市条例6条1項2号ア～ウ)

- 戸籍(除籍)謄本 …… 本人と親族の関係の証明
- 住民票 …… 調整区域内居住期間や世帯状況等の証明
- 戸籍の附票 …… 同上
- 賃貸住宅契約書 …… 同上
- 不動産台帳不登録証明書 …… 本人の自己用不動産の有無の確認
- 隣接市町の調整区域内であることを証明する書類
対象市町(越谷市、松伏町、三郷市、草加市、野田市、流山市)

7 既存建築物などに関する資料

- 土地・建物の全部事項証明 …… 登記簿謄本
- 家屋評価証明書(原因日記載のもの)、名寄帳
- 建築確認通知書、開発許可通知書

8 公共移転に関する資料(市条例6条1項4号)

- 収用予定証明書(有効期限内のものに限る)
- 従前地に関する書類(案内図、公図、写真、土地建物全部事項証明書、建物図面)

9 農家住宅に関する資料(法29条1項2号)

- 農家証明書

10 その他

- 免許状などの資格証明書
- 法人の履歴事項全部証明書、定款)
- (

注)添付書類はコピー可